

情報通信審議会
電気通信事業政策部会・ユニバーサルサービス政策委員会
合同ヒアリング資料

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期に おけるユニバーサルサービス制度の在り方について

平成22年8月26日
株式会社ケイ・オプティコム

光をもっと、あなたのそばに。


K-OPTI.COM

- 国民生活に必要な最小限のコミュニケーション手段を、あまねく日本全国で確保するものとして、ユニバーサルサービス制度を維持することは必要と考えます
- 同時に、ユニバーサルサービス制度によって、民間事業者が設備競争・サービス競争を行ううえで不可欠な公正競争環境を阻害することもあるのではないと考えます

今回のユニバーサルサービス制度の見直しにあたっては、

1. まず、光IP電話と加入電話との競争環境の違いを踏まえたうえで、

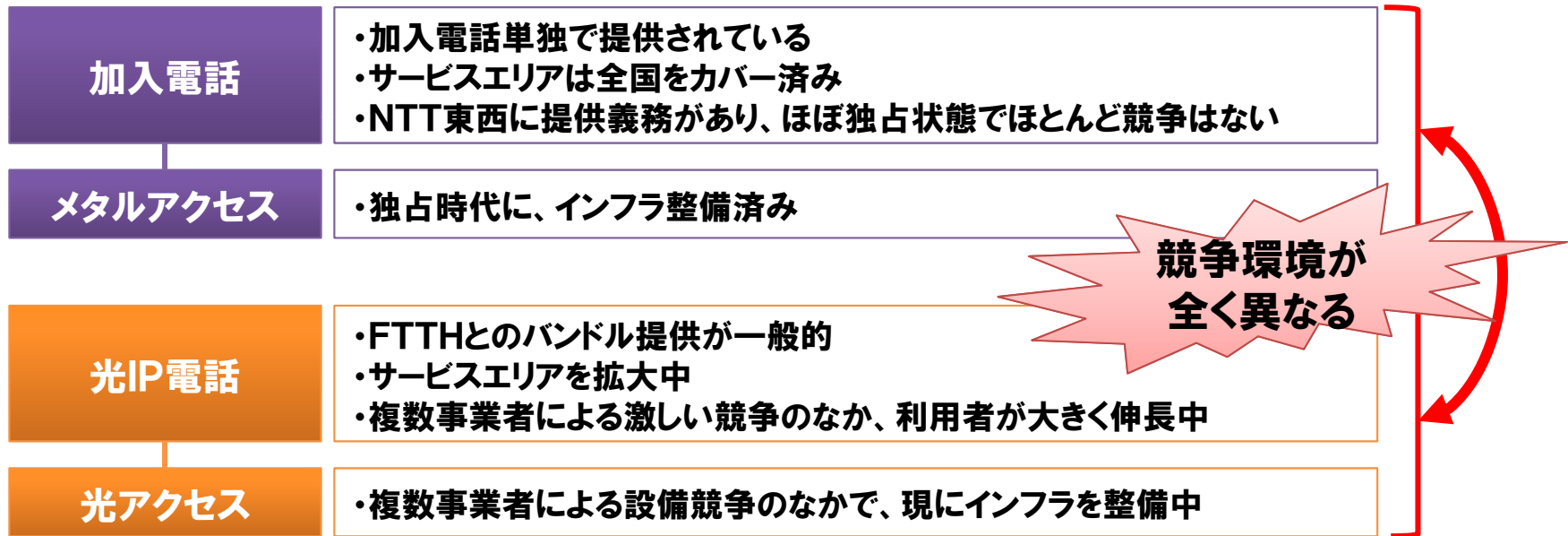
①競争環境に与える影響

②加入電話に対する代替性

を十分考慮して、光IP電話をユニバーサルサービス制度の対象とすることの是非を検討することが必要と考えます

2. そのうえで、目的や適用期間に照らして必要な範囲での見直しを検討することが必要と考えます

現行のユニバーサルサービス制度は、NTT東西に提供義務が課され、既に全国あまねく提供されている加入電話、およびそれを提供するためのアクセス設備を維持することを主目的とした制度であると認識



- 光IP電話、およびバンドル提供されているFTTHは、設備面・サービス面で複数事業者によって激しい競争が行われている
- 光IP電話とFTTHは密接に関係しており、光IP電話への影響は、FTTHにもそのまま反映されるため、両方の競争環境への影響を十分考慮することが必要

- 光IP電話をユニバーサルサービス制度の対象とした場合、以下の営業上・コスト負担上の問題が発生
- 特に、現行制度下において、適格電気通信事業者に対し、光IP電話をあまねく提供する義務を課すことは、競争環境に悪影響を及ぼす

営業活動に係る問題

- ・事業者選択時に、適格電気通信事業者に優位に働くおそれ
- ・光IP電話の加入が、そのままFTTHの加入に繋がるため、適格電気通信事業者のFTTHシェアを高める
- ・仮に、光IP電話単独で提供された場合でも、適格電気通信事業者により、光IP電話申込者や加入者へのFTTH加入促進が行われることでシェア拡大に繋がる

コスト負担に係る問題

- ・現在でも、適格電気通信事業者が、FTTHに多大な営業費用(広告宣伝、販売インセンティブ、料金値引き)を投じている一方で、加入電話に係るコストの補てんを受けていることは、一般的に理解し難い
- ・FTTHとバンドル提供されている等、FTTHと密接な関係にある光IP電話のコストを補てんすることは、FTTHの営業費用やインフラ整備費用を補てんするのと同じであり、より受け入れ難い

光IP電話をユニバーサルサービス制度の対象とする場合は、光IP電話・FTTH両方の競争環境に影響が生じないように、制度設計自体の抜本的な見直しが必要

加入電話に対する代替性

光IP電話と加入電話とは、以下のとおり提供形態・サービスエリア・料金水準等に差異が存在

	光IP電話の状況	加入電話に対する代替性
提供形態	FTTHとのバンドル提供が一般的（アンバンドル提供は、ごく一部の地域等に 限られている）	×
サービスエリア	全国における世帯カバー率は、最大でも約90%	×
利用者数	加入電話の約1/3（携帯電話の約1/10）	×
料金水準	月額基本料:FTTHとのバンドル提供が一般的	×
	通話料 :加入電話を下回る水準	○
通話品質	加入電話と同等	○
緊急通報	可能	○
オプション	発信者番号表示・非通知着信拒否・割込・転送等の主なオプションは提供済	○
接続	一部接続できない番号が存在	△
給電	局給電不可、一部事業者が停電時対応機器を提供しているが別途費用が必要	△

※弊社調べ

- 光IP電話に関し、加入電話に対する代替性があると断定するのは、時期尚早
- 普及状況・サービスエリア等を考慮すると、まず携帯電話をユニバーサルサービスの対象とすることを、検討すべき

- 今まさに設備面・サービス面ともに複数事業者によって激しい競争が行われ、利用者が大きく伸長している状況にあり、FTTHとのバンドル提供が一般的な光IP電話を、現行のユニバーサルサービス制度にそのまま組み入れるべきではない
- 「光の道」が実現する時代のユニバーサルサービス制度を検討する際に、携帯電話の対象化を含めて、制度設計等を検討するべき

そのため、今回のユニバーサルサービス制度の見直しにあたっては、

- ・「光の道」が実現するまでの移行期(3~4年程度)に限定した制度であるという点
- ・メタルアクセスからのマイグレーションの加速化を図るという点

を念頭に、暫定措置として、軽易な見直しに止めることが適当

見直し提案

①適格電気通信事業者の業務区域に係る要件の一部見直し

加入電話に対する代替性が相対的に高い電話サービス(CATV電話・光IP電話・携帯電話等)が、既に提供されている区域では、メタルアクセスの新規敷設の抑制や一部撤去ができるよう措置

〔例:自治体による整備エリアや宅地開発エリア等、別の手段にて電話単独サービスが提供されている(あるいは予定されている)場合、関係者のコミットを得ることで、メタルアクセスの整備範囲を限定化できることとする 等〕

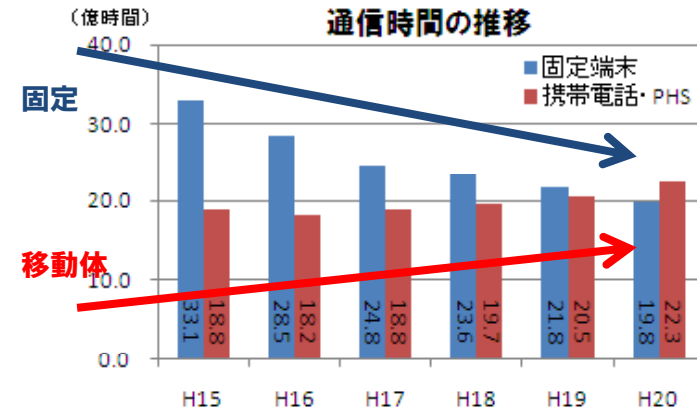
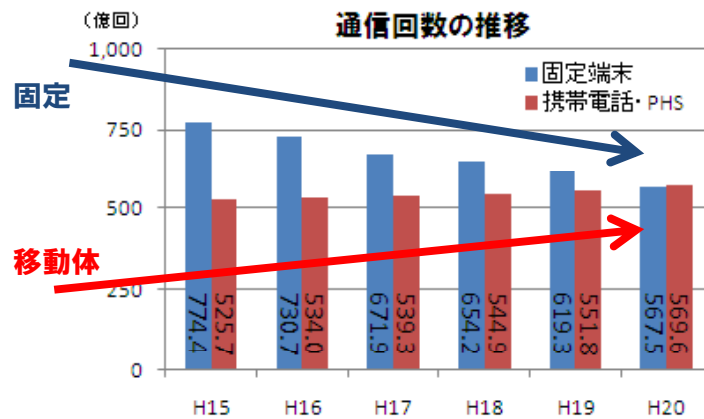
②基礎的電気通信役務に係る規制の一部適用除外

加入電話に対する代替性が相対的に高い電話サービス(①と同じ)の提供促進を図るため、当該サービスの提供事業者において負担感が増さないよう措置

〔例:基礎的電気通信役務に整理しない、あるいは仮に基礎的電気通信役務と整理する場合でも一定規模以下の加入者数である場合は、提供事業者に対する規制を一部適用除外にする 等〕

(参考) 携帯電話の加入電話に対する代替性

● 移動体通信の通信回数・通話時間は、ともに増加傾向で、固定通信を逆転



※総務省資料より

● 携帯電話は、機能面等で加入電話とほぼ同等

	携帯電話の状況	加入電話に対する代替性
提供形態	携帯電話単独で提供	○
サービスエリア	全国における人口カバー率は、ほぼ100%	○
利用者数	加入電話の約3倍	○
料金水準	月額基本料: 1,000円を下回るメニューが存在	○
	通話料 : 無料通話込みメニューが存在	△
通話品質	加入電話と同等ではないが、利用に際して全く支障がない	○
緊急通報	可能	○
オプション	発信者番号表示・非通知着信拒否・割込・転送等の主なオプションは提供済	○
接続	一部接続できない番号が存在	△
給電	局給電不可、電池性能の向上・充電方法の多様化が進展	△

※弊社調べ